平成２３年（フ）第４８号
長崎県佐世保市椎木町84番地５　コーポ椎木201、旧住所三重県津市高茶屋小森町1655番地　レオパレス102号
債務者　岡　　大介
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
長崎県佐世保市木風町33番地、旧住所福岡県福岡市中央区舞鶴１丁目３番31―1114号
債務者　森永　郁子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長崎県佐世保市相浦町17番地
債務者　市瀬　勝代
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
北海道帯広市西23条南４丁目24番地９
債務者　北守　美幸（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４８号
千葉県旭市萬力2695番地１
破産者　前田亜紀子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１５７３号
千葉県船橋市習志野２丁目１番６号
破産者　坪井　敏久
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８０号
千葉市緑区平山町2023番地７
破産者　長谷川　靖
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１７号
千葉県習志野市花咲２丁目10番21号
破産者　佐久間美幸
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５３号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区13棟106号杉本方
破産者　杉本　太郎
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９６号
奈良県橿原市出合町186番地の７
破産者　有限会社寿塗装
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
福岡県久留米市中央町13番地の２
破産者　有限会社こめこめ
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３号
宮城県登米市迫町北方字兵粮116番地１
破産者　長沼環境開発株式会社
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１１５２号
千葉県市川市曽谷８丁目８番25号
破産者　有限会社ファームランド
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６０号
千葉市緑区あすみが丘３丁目29番地６　リブイン土気102号
破産者　後藤　弘志
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８４号
千葉県船橋市前原西８丁目２番３―211号
破産者　小川和貴子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９３号
千葉市稲毛区小仲台８丁目19番８号　エクセルトーワ201号
破産者　花島　正行
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２８号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原８番地13共立リライアンス箱根ケ崎202号
破産者　花里　重和
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０２号
東京都三鷹市下連雀３丁目42番18―301号
破産者　吉野　圭子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３７号
神奈川県茅ヶ崎市小和田３丁目８番12―312号　プランヴェール湘南茅ヶ崎
破産者　株式会社ＺｅＳｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５号
富山市蜷川１番地11、商業登記簿上の本店所在地富山市下冨居39番地113
破産者　有限会社カルティホーム
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２６号
名古屋市西区則武新町１丁目５番22号
破産者　有限会社エクシム
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部